

財 産 目 録

令和6年3月31日 現在

1：法人会計

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金 普通預金	肥後銀行 嘉島支店 普通 No.14961	—	運転資金として	—	—	5,998,895
	ゆうちょ銀行 普通 No.17170-11053461	—	運転資金として	—	—	1,896,033
	肥後銀行 嘉島支店 普通 No.14958	—	運転資金として	—	—	200
	熊本銀行 嘉島支店 普通 No.2010301	—	運転資金として	—	—	600,198
	小計					8,495,326
立替金	所得税	—		—	—	160,363
前払金	保険料等	—		—	—	103,180
事業未収金	シルバー人材配分金 他 (別紙事業未収金明細書)	—	3月配分金等	—	—	3,516,726
	小計					
流動資産合計						12,275,595
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	ゆうちょ銀行 定額 No.17170-11053461-04	—		—	—	1,000,000
	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-11	—		—	—	1,000,000
	小計					2,000,000
基本財産合計						2,000,000
(2) その他の固定資産						
車輦運搬具	公用車5台 トヨタ ハイエース スズキ ワゴンR ダイハツ アトレーワゴン スズキ キャリートラック 日産 ワゴンクリッパー	—	福祉事業用	7,987,865	7,987,860	5
器具及び備品	テント他 全8品	—	福祉事業用	2,358,971	1,532,222	826,749
退職手当積立基金預 け金	全国社会福祉協議会 退職共済掛金法人負担分	—	将来の退職金支払いのため積 立てる	—	—	35,613,250
退職給付引当資産	熊本県社会福祉協議会 退職共済掛金法人負担分	—	将来の退職金支払いのため積 立てる	—	—	6,037,200
財政調整積立資産	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-08	—	社会福祉事業に使用するため 積立てる	—	—	1,000,000
	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-09	—		—	—	698,000
	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-10	—		—	—	1,400,000
	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-06	—		—	—	3,000,000
	ゆうちょ銀行 定額 No.57160-1141908-07	—		—	—	500,000
	ゆうちょ銀行 定額No.17170-11053461-05	—		—	—	500,000
	ゆうちょ銀行 定額No.17170-11053461-03	—		—	—	2,500,000
	熊本銀行 嘉島支店 定期 No.3000515	—		—	—	15,265,000
	肥後銀行 嘉島支店定期 No1065432	—		—	—	5,000,000
その他の固定資産合計						72,340,204
固定資産合計						74,340,204
資産合計						86,615,799
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	社会保険料 他 (別紙事業未払金明細書)	—		—	—	2,310,119
未払費用	有期雇用契約職員給与 他 (別紙未払費用明細書)	—		—	—	700,730
預り金	シルバー人材センター年会 費他	—		—	—	20,500
職員預り金	社会保険料等 他 (別紙職員預り金明細書)	—		—	—	793,936
賞与引当金	職員の賞与見込額	—		—	—	3,572,000

流動負債合計						7,397,285
2 固定負債						
退職給付引当金	全国社会福祉協議会	—		—	—	45,684,850
	退職共済掛金要支給額	—		—	—	7,843,346
	熊本県社会福祉協議会 退職共済掛金要支給額	—		—	—	—
小計						53,528,196
固定負債合計						53,528,196
負債合計						60,925,481
差引純資産						25,690,318

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。